

令和4年（行ウ）第5号 行政文書不開示決定処分取消等請求事件

裁判官 徳地淳 新宮智之 太田章子（言渡日 令和6年6月27日）

判決骨子

第1 主文

- 5 1 法務大臣が令和3年11月2日付けで原告に対しした行政文書不開示決定（法務省刑総第979号）のうち、別紙2「開示請求文書目録」記載1ないし3の各文書を不開示とした部分を取り消す。
- 2 2 原告のその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

第2 理由の骨子

1 事案の概要

原告は、法務大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、「開示請求文書目録」記載1ないし6の各文書について行政文書開示請求（本件開示請求）をしたところ、法務大臣から、請求対象文書1ないし5につき、いずれも作成又は取得しておらず、保有していないとの理由により、これらを不開示とする旨の決定（本件各不開示決定）を受けた。

本件は、原告が、①主位的に、法務省は本件各不開示決定時において請求対象文書1ないし5を作成し保有していたはずであり、本件各不開示決定は違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件各不開示決定の取消しを求め、②予備的に、仮に法務省が請求対象文書1ないし5を保有していなかったとしても、法務省の職員が情報公開請求を回避する目的で法令上作成義務のある上記各文書をあえて作成しなかった行為は国家賠償法上違法であるなどと主張して、被告に対し、慰謝料10万円とその遅延損害金の支払を求める事案である。

2 請求対象文書1ないし4の意味について

開示請求に係る行政文書の意味の確定は、開示請求者が開示請求書により表示した意思の解釈問題というべきであって、基本的に、開示請求書に記載されている文言に即し、その記載全体の趣旨からその文言の意味を合理的に解釈して確定すべきものと解される。ただし、開示請求者に対する補正の求めや事実上の確認等が行われた場合には、それに対する開示請求者の回答や対応等を十分に斟酌して解釈すべきものと解される。

このような観点から検討すると、請求対象文書1ないし3の「閣議要請のため」という文言については、原告が主張するとおり、「黒川検事長の勤務延長を目的として」という意味に理解すべきであり、請求対象文書1ないし3の意味としては、いずれについても、「黒川検事長の勤務延長を目的として行われた、本件解釈変更に係る法務省内での協議、検討等の文書」をいうものと解される。

他方、請求対象文書4の意味については、被告が主張するとおり、本件解釈変更に係る法務省内での協議、検討等の文書であって、当時、それが文書取扱規則別表第一番号20の「法令の解釈及び運用に関すること」に該当するものとして取り扱われ、文書取扱規則13条の決裁を経たものを意味すると解するのが相当である。

3 請求対象文書1ないし3の存否について

(1) 法務省は、令和元年12月頃から令和2年1月中旬までのわずか1か月程度の間に、第一次改正案で前提としていた従来の解釈を全く異なる解釈に変更することとし、わずか8日間で関係機関との調整を終え、その5日後に本件閣議請議を行った。そして、本件閣議決定がされたのは、黒川検事長の定年退官予定日のわずか7日前のことである。このような事実経過からすると、本件解釈変更は、黒川検事長の定年退官予定日に間に合うように、ごく短期間で急遽進められたものと考えるほかはなく、勤務延長について全国の検察庁や検察官に周知されず、他に勤務延長が行われた検察官がいないことも考

慮すると、本件解釈変更の目的は、黒川検事長の勤務延長を行うことにあつたと考えざるを得ない。

また、本件解釈変更の必要性についてみても、本件解釈変更までの数か月の間に、従来の解釈を直ちに変更すべき社会経済情勢等の大きな変化があつたとは考え難く、関係機関からの指摘や捜査現場からの要請など、その必要性を基礎付けるような具体的な事情も見当たらない。また、本件各検討文書をみても、本件解釈変更を行うべき具体的な理由の記載は見当たらない。そうすると、短期間で急遽本件解釈変更を行った理由は、合理的に考えれば、定年退官を間近に控えた黒川検事長の勤務延長を行うことしかあり得ないというべきであり、それ以外に納得し得る理由や目的を見いだすことは困難である。

(2) 以上によれば、法務省が保有する本件各検討文書は、「黒川検事長の勤務延長を目的として行われた、本件解釈変更に係る法務省内での協議、検討等の文書」に該当し、請求対象文書1ないし3に該当すると認められる。したがって、法務省は、本件各不開示決定時において、請求対象文書1ないし3を保有していたと認められる。

4 請求対象文書4の存否について

請求対象文書4に該当するためには、当時、それが文書取扱規則別表第一番号20の「法令の解釈及び運用に関すること」に該当するものとして取り扱われ、文書取扱規則13条の決裁を経たものであることが必要である。

しかし、法務省が保有する本件各検討文書は、いずれも、当時の法務省刑事局の運用、すなわち、法律案策定の過程において検討のために策定された文書については逐一決裁を要しないとする当時の運用により、文書取扱規則に定められた方法による決裁が行われなかつたものと認められるから、請求対象文書4には該当しない。また、その他の文書も含め、法務省が請求対象文書4に該当する文書を保有していたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、法務省が、本件各不開示決定時において、請求対象文書4を保有していたとは認められない。

5 請求対象文書5の存否について

請求対象文書5は、「黒川検察官の勤務延長について、事前に内閣総理大臣（秘書官なども含む）又は内閣官房（内閣人事局を含む）との間で相談、折衝、伺い等をなした文書」であるところ、本件の証拠関係の下では、法務省と内閣総理大臣や内閣官房との間で、黒川検事長の勤務延長について事前に「相談、折衝、伺い等」が行われていたかどうかは証拠上明らかでなく、仮に行われていたとしても、そのことに関し、法務省が何らかの行政文書を作成し又は取得していたとは認められない。

したがって、法務省が、本件各不開示決定時において、請求対象文書5を保有していたとは認められない。

15 6 国家賠償請求（予備的請求）について

公文書管理法4条が定める行政機関の職員の文書作成義務は、公文書管理制度の目的である国民全体の一般的利益の実現という公益に資するためのものであって、行政機関の職員が個々の国民に対して職務上の法的義務を負担する旨を定めるものではないというべきである。

20 したがって、公文書管理法4条は、法務省の職員が原告個人に対して負う職務上の法的義務の根拠となるものではないから、これに基づく原告の主張は採用することができず、国家賠償請求（予備的請求）は理由がない。

以上